

災害時における石油類燃料の供給等の協力に関する協定書

国立大学法人大分大学（以下「甲」という。）と大分県石油販売協同組合（以下「乙」という。）とは、大分県内において地震、風水害、大火災、その他の原因による災害が発生した場合及び大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 2 条第 13 号の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「災害時」という。）の、災害時における石油類燃料の供給等の協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、災害時における石油類燃料の供給等を円滑に行うことの目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害時において、石油類燃料を必要とする場合には、乙に対して、優先的な供給やその運搬について協力を要請することができる。

2 前項の協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話又はその他の方法により要請し、事後に速やかに文書を交付するものとする。

（協力義務）

第 3 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、石油類燃料の優先的な供給やその運搬について積極的に協力するものとする。

（供給及び運搬）

第 4 条 石油類燃料の供給及び運搬は、原則として、乙または乙の指定する者（以下「乙等」という。）が行うものとする。

（引渡し）

第 5 条 石油類燃料の引渡場所は、甲、乙協議して決定するものとし、当該引渡場所において、甲が納品を確認のうえ引き渡すものとする。

（経費の負担）

第 6 条 本協定に基づき、乙等が供給した石油類燃料の対価及び乙等が行った運搬に要した費用（以下「費用」という。）は、原則として甲が負担するものとする。

2 前項の石油類燃料の価格及び費用は、災害の発生した直前の適正な価格を基準とし、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（請求及び支払い）

第 7 条 乙は、石油類燃料の供給及び運搬業務が終了した後、前条に定める石油類燃料の対価及び費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による請求があったときは、速やかに支払いを行うものとする。

（損害賠償）

第 8 条 本協定に基づいて業務に従事した乙の従業員が、本業務において死亡、負傷、または疾病にかかり、若しくは身体に障がいがある状態になった場合の損害賠償は、乙の責任において補償するものとする。

（情報交換）

第 9 条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第 10 条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定め、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、常に点検、改善に努めるものとする。

2 前項で定める甲及び乙の連絡責任者は、災害時において、災害の状況等について相互に、かつ緊密に連絡を取り合うものとする。

（協議）

第 11 条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（協定の有効期間）

第 12 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了の 1 か月前までに甲または乙から解除の申し出がない場合は、本協定を 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

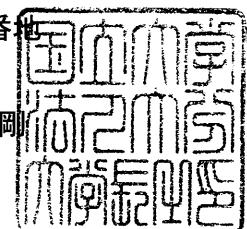
上記協定書の締結の証として、本協定書を 2 通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 29 年 10 月 24 日

甲 大分県大分市大字旦野原 700 番地

国立大学法人大分大学

学 長 北野 正剛



乙 大分県大分市都町 3 丁目 6 番 26 号

大分県石油販売協同組合

理 事 長 西 謙

